

第3期 富士川町役場環境保全率先行動計画

富士川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和5年3月

富士川町

# 目 次

## 第1章 背景

- (1) 気候変動の影響
- (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向
- (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

## 第2章 計画の基本的事項

- (1) 目的
- (2) これまでの取組の経緯
- (3) 計画期間
- (4) 対象範囲

## 第3章 温室効果ガスの排出状況

- (1) 温室効果ガス総排出量
- (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

## 第4章 温室効果ガスの排出削減目標

- (1) 目標設定の考え方
- (2) 温室効果ガスの削減目標

## 第5章 目標達成に向けた取組

- (1) 取組の基本方針
- (2) 具体的な取組内容

## 第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

- (1) 推進体制
- (2) 点検・評価・見直し体制

## 第7章 その他

- (1) 対象温室効果ガス
- (2) 計画で用いるガイドライン

## 参考資料

- 1 富士川町役場環境保全率先委員会設置要綱
- 2 対象組織・施設等一覧
- 3 各種様式類

# 第1章 背景

## (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予想されています。

## (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5°C特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

## (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温

室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和 3 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現と基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和 3（2021）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施するといったこと等が位置づけられています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

2021 年 10 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指しています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2022 年 2 月末時点においては 598 地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1 億 1,500 万人を超える計算となります。

## 第2章 計画の基本的事項

### (1) 目的

富士川町では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減（抑制）することを目的に、「第3期 富士川町役場環境保全率先行動計画（事務事業編）（以下、「第3期率先行動計画）」という。」を策定し、取組を推進していきます。

#### ・地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3第1項（抜粋）

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

### (2) これまでの取組の経緯

本町では、平成23年4月に富士川町役場が取り組むべき富士川町役場環境保全率先行動計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減（抑制）及び省エネ・省資源等に取り組みを推進してきました。

これまでの活動実績は、次のとおりです。

#### ・富士川町役場環境保全率先行動計画策定の経緯

時期	取組内容
平成23年 4月	第1期富士川町役場環境保全率先行動計画策定
	富士川町役場環境保全率先行推進委員会設置要綱策定
平成24年1 1月	富士川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定
平成29年 3月	第2期富士川町役場環境保全率先行動計画策定
	富士川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定

### (3) 計画期間

令和5（2023）年度から令和12（2030）年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の令和9（2027）年度に計画の見直しを行います。「第3期率先行動計画」の基準年度は、平成27（2015）年度とします。

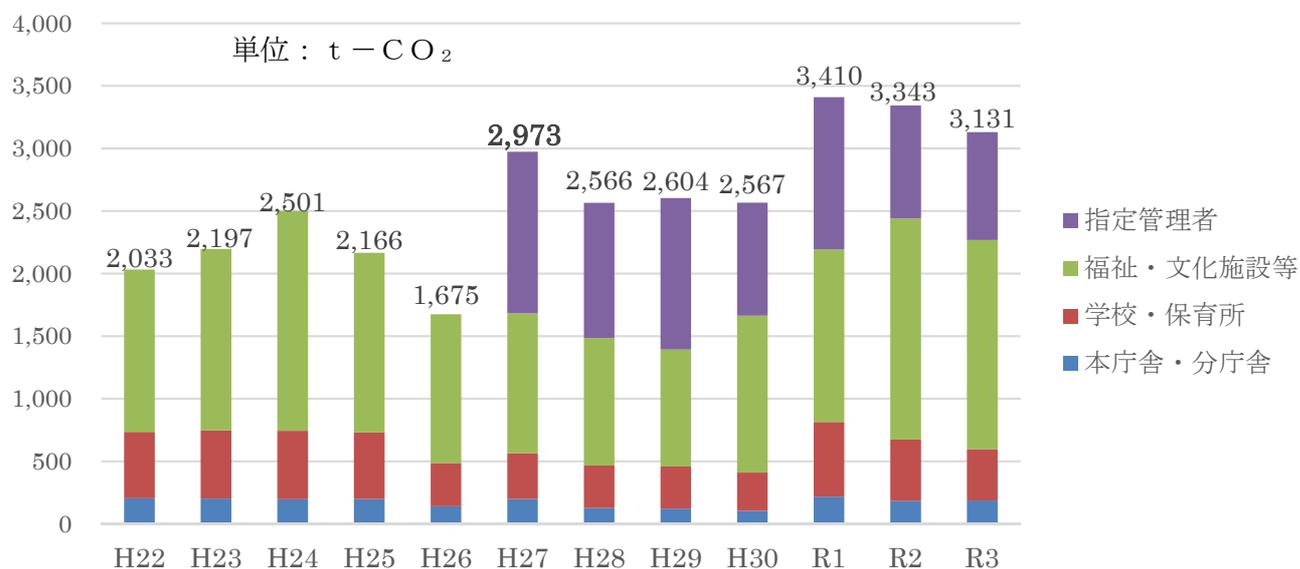
#### (4) 対象範囲

「第3期率先行動計画」の対象範囲は、富士川町役場の全事業拠点の事務及び事業とします（参考資料参照）。

### 第3章 温室効果ガスの排出状況

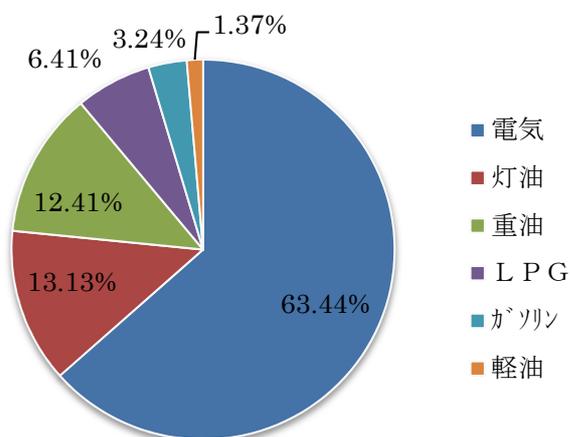
#### (1) 温室効果ガス総排出量

富士川町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、第2期計画の基準年度である平成27（2015）年度において、2,973 t-CO<sub>2</sub>となっています。施設別では、指定管理施設が全体の43%を占め、次いで福祉・文化施設等が38%、小中学校・保育所12%、役場本庁舎・分庁舎7%となっています。



また、エネルギー種別では、電気が全体の63%を占め、次いで灯油13%、重油12%となっています。

排出源別の二酸化炭素排出割合



## (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

富士川町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

### ① 増加要因

- ・経費削減の面から、高圧電力事業者の見直しに伴い、排出係数の変動（0.200 から 0.707）が大きな要因である。（R1）
- ・夏季の記録的な猛暑によるエネルギー消費量の増加（H30）

### ② 減少要因

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による、指定管理施設の利用量の減少（R2）
- ・福祉・文化施設等の施設数の減少（R2）
- ・エネルギー使用量が計画的に削減できている

## 第4章 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

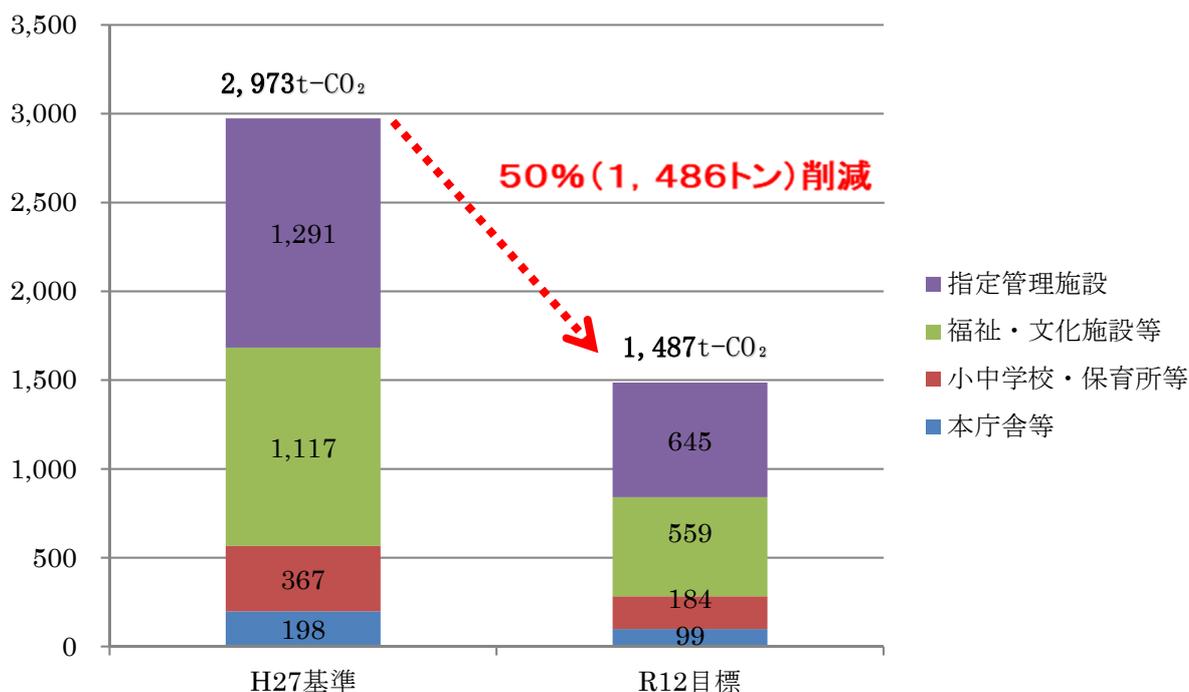
政府実行計画等を踏まえて、富士川町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

「第3期率先行動計画」では、目標年度令和12（2030）年度までに、基準年度平成27（2015）年度比で5.0%削減することを目標とします。

#### 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 H27（2015）年度	目標年度 R12（2030）年度
温室効果ガスの排出量	2,973t-CO <sub>2</sub>	1,487t-CO <sub>2</sub>
削減率	-	50%



## 第5章 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

### (2) 具体的な取組内容

温室効果ガスの排出量削減を目的とした取組みを進めるための項目は、別紙「実施項目一覧表」とします。ここに掲げる取組みは、町の事務及び事業の実施にあたっての様々な場面、行動においてあてはまります。職員のわずかな心がけで実現が可能なことから、一人ひとりの取組みの徹底を目指します。なお、個々の取組みについては、各所属での業務の内容とその特殊性、施設、機器の整備状況等を勘案して推進します。

取組実施項目は、下の6つの項目からなります。

- (1) 電気、重油、灯油の使用量の削減
- (2) ガソリン、軽油（自動車燃料）の使用量の削減
- (3) コピー用紙の使用量の削減
- (4) 可燃ごみの削減、リサイクル率の向上
- (5) 水使用量の削減
- (6) 環境配慮型商品の購入

## 第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

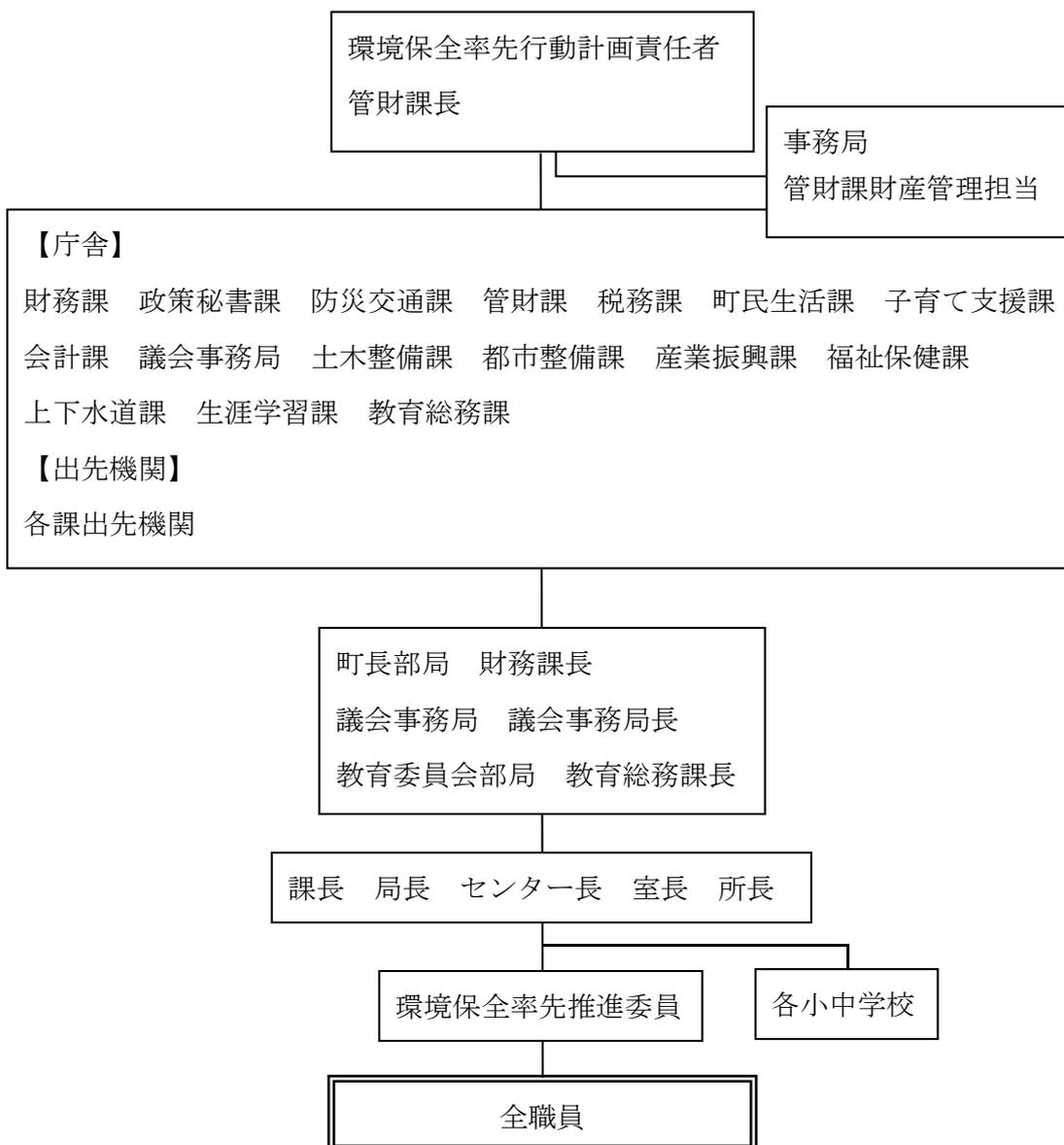
### (1) 推進体制

富士川町事務事業編を推進するために、管財課長を委員長とする「富士川町役場環境保全率先推進委員会」を設け、「第3期率先行動計画」に掲げた温室効果ガスの削減目標を達成するため、本計画の推進を図ります。

#### ①富士川町役場環境保全率先推進委員会

当委員会は、計画推進のため各課等から推薦された委員を以て組織し、計画の全庁的な推進を図るため進捗状況を検証し、改定・見直しに関する協議・決定を行います。

また、事業実施及び見直し結果については、委員を通じ課員に徹底し、継続して推進を図ります。なお、事務局は管財課に置くものとします。

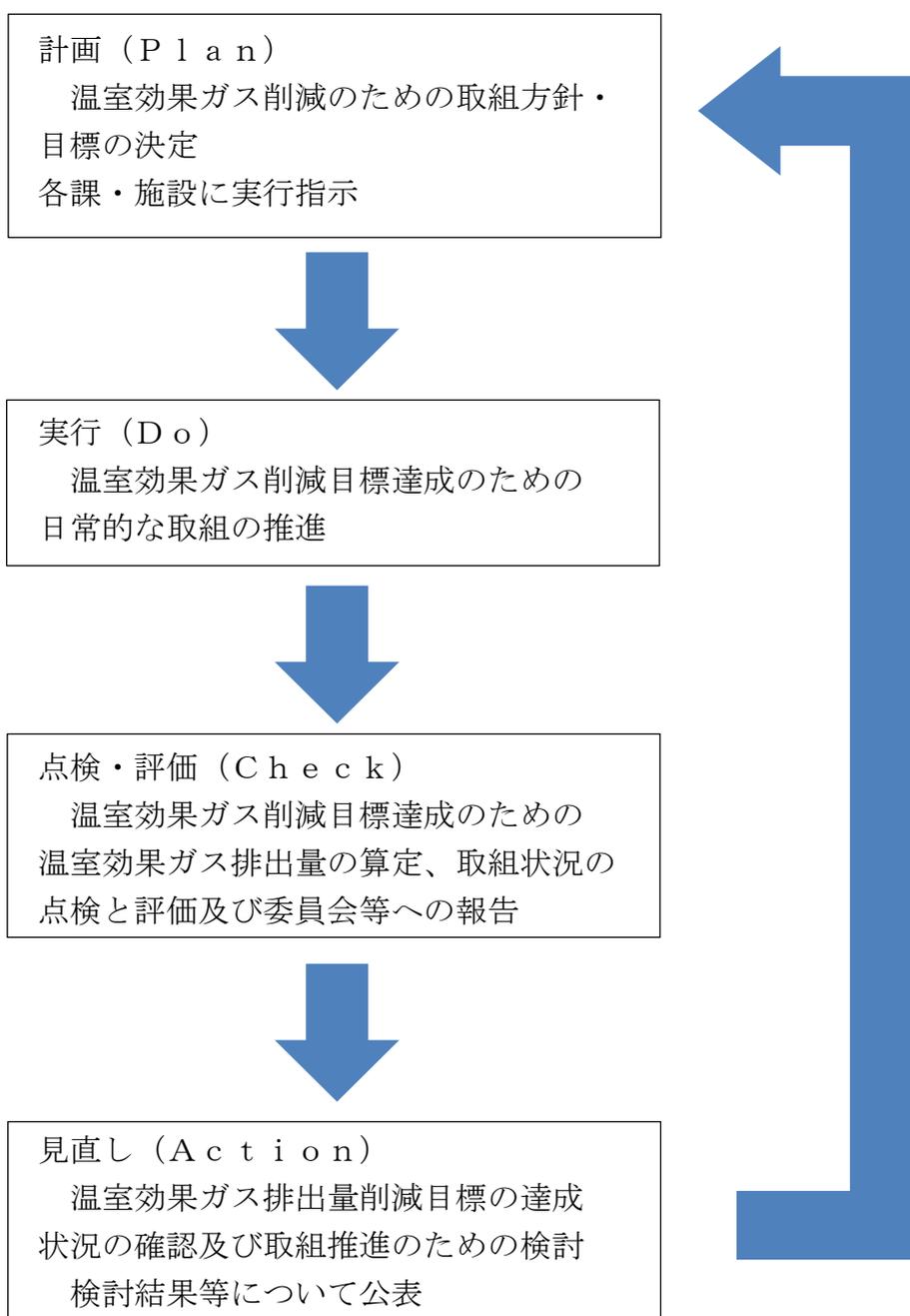


## (2) 点検・評価・見直し体制

富士川町事務事業編は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPCDAサイクルを繰り返すとともに、富士川町事務事業編の見直しに向けたPCDAを推進します。

### ①毎年のPCDA

富士川町事務事業編の進捗状況は、計画責任者が結果を整理して環境保全率先推進委員会に報告します。環境保全率先推進委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、必要がある場合には、令和9（2027）年度に富士川町事務事業編の改定を行います。



### (3) 進捗状況の公表

富士川町事務事業編の進捗状況は、町のホームページ等で毎年公表します。

## 第7章 その他

### (1) 対象温室効果ガス

「第3期率先行動計画」では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項が対象としている下の7種類の温室効果ガスを対象とします。

ただし、「第3期率先行動計画」では、排出量が極めて少なく算定が容易ではないガス種を除き、二酸化炭素、一酸化二炭素、メタン、ハイドロフルオロカーボンを対象とします。

#### ・計画の対象とする温室効果ガス（法第2条第3項）

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	エネルギー起源	電気の使用、暖房用灯油及び自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン（CH <sub>4</sub> ）	自動車の走行、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却及び廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。	
一酸化二炭素（N <sub>2</sub> O）	自動車の走行、燃料の燃焼及び一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用及び廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約140～11,700倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500～9,200倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。	

三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ）	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。
--------------------------	--

※ 地方公共団体実行計画で対象とする温室効果ガスのうち、HFC及びPFCは物質群であり、法の対象となる具体的な物質名は地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第1条（HFC13物質）及び第2条（PFC7物質）に掲げられている。

## （2）計画で用いるガイドライン

「第3期率先行動計画」は、環境省の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂のための手引き」及び「実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」並びに環境省・経済産業省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って策定します。

また、「第3期率先行動計画」で用いる温室効果ガスの排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づく排出係数を活用し、温室効果ガス排出量の単位は、二酸化炭素換算で積算します。

## 参考資料

1. 富士川町役場環境保全率先委員会設置要綱
2. 対象組織・施設等一覧
3. 各種様式類

### **第3期 富士川町役場環境保全率先行動計画**

**発行：令和5年3月**

**発行者：富士川町 管財課**

**〒400-0592**

**山梨県南巨摩郡富士川町天神中條 1134**

**TEL 0556-22-7206 FAX 0556-22-8666**